

フェアいい鳥取もっと地産地消推進事業費補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請書提出 (知事が定める日まで)



* 交付申請は下記提出先に郵送または持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)



3. 事業開始



【補助金の増額や事業の中止・廃止をしたい場合】

県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了



※事業の完了とは補助事業目的を達成し、かつ補助対象経費の支払いがすべて完了した日

5. 実績報告書提出

(原則として事業が完了の日の属する年度の2月28日まで)

○実績報告は、下記提出先まで郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

実績報告書の提出があり次第、補助金額を確定した上で、速やかに支払いを行います。

資料提出・問い合わせ先

市場開拓局食パラダイス推進課普及推進担当
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
0857-26-7853
shoku-paradise@pref.tottori.lg.jp